

觀音寺市新庁舎建設基本計画（素案）

平成24年2月

觀 音 寺 市

目次

第1章	基本計画策定の目的	1
第2章	市庁舎敷地の再構成	3
第3章	新庁舎の機能に関する計画	5
第4章	新庁舎規模の算定	1 1
第5章	新庁舎建設スケジュール	1 2

第1章 基本計画策定の目的

現在の市庁舎は昭和38年（1963年）に建設されたもので築後50年近く経過しており、老朽化が顕著になっています。今後予想される東南海・南海地震に対する庁舎の耐震安全性について大きな不安があること、また、窓口の分散による市民サービスの低下や事務所機能を維持したままでの抜本的な施設改修が困難であることなどを踏まえ、新庁舎の建設に向けて庁内で協議を進め、平成23年2月に市議会で「新庁舎建設と建設位置」について承認を得ました。

平成23年9月に策定した「観音寺市新庁舎建設基本構想」は、これを受けて庁舎の耐震安全性について詳述した上で、新庁舎建設の基本理念と基本方針を次のように明らかにしています。

新庁舎建設の基本理念（新庁舎建設基本構想より）

・・・市の庁舎は単に行政事務や議会活動を行うだけでなく、地方の時代に相応しい住民自治の象徴として、また、市民の市政への参画を促す情報提供の場、市民と行政のコミュニケーションを推進する場としての機能が強く求められています。（中略）新庁舎建設に当たっては、**住民自治の象徴として、市民の市政への参画を促し市民と行政のコミュニケーションを推進する場とすることを基本とし、市民サービスの向上につながる施設となることを目指します。**

新庁舎建設の基本方針（新庁舎建設基本構想より）

1 基本方針設定に向けた視点

- (1) 庁舎としての建築的基本性能を満たす施設であること
- (2) 多数の市民が訪れる施設であること

2 基本方針

- (1) 市民にとってわかりやすく、人にやさしい庁舎（行政サービス機能）
- (2) 市民が主役、みんなが集いやすい庁舎（市民との協働機能）
- (3) 情報が行き交い、市民に明るく開かれた庁舎（情報共有拠点機能）
- (4) 市民に親しまれ、憩いの場となる庁舎（文化交流と憩いの機能）
- (5) 市民の生命を守る庁舎（防災拠点機能）
- (6) 機能的で柔軟性のある庁舎（効率的な執務機能）
- (7) 環境にやさしい庁舎（環境配慮型施設機能）

今回の基本計画においては、新庁舎敷地の見直しを行い、施設の配置計画を作成し、基本構想に掲げる新庁舎建設に関する基本理念および基本方針を踏まえ、各項目における課題について具体的な方針を示します。

とりわけ平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の教訓を生かし、大災害時における庁舎の機能保持の重要性や原子力政策の見直しによる一層の省エネ・環境負荷軽減について、具体的な対応策を基本計画で明確に示します。

他の項目についても、基本設計・実施設計に対して、具体的な条件を明らかにすることで、基本理念に掲げた市民サービスの向上につながる庁舎の実現に寄与するものと考えます。

第2章 市庁舎敷地の再構成

(1) 市庁舎敷地の見直し

本市においては、市民の窓口機能を持つ建物が現庁舎敷地内に分散している状況です。

そのほかにも生活環境課、下水道課、水道局、学校給食課、少年育成センター等が市内各所に点在しています。

これら各施設のうち必要な施設機能を除いたものを新庁舎に集約することは、市民サービスの向上につながります。

今回、観音寺南小学校跡地に市民会館を移転し、新庁舎の敷地を市民会館跡に確保することが可能となりました。

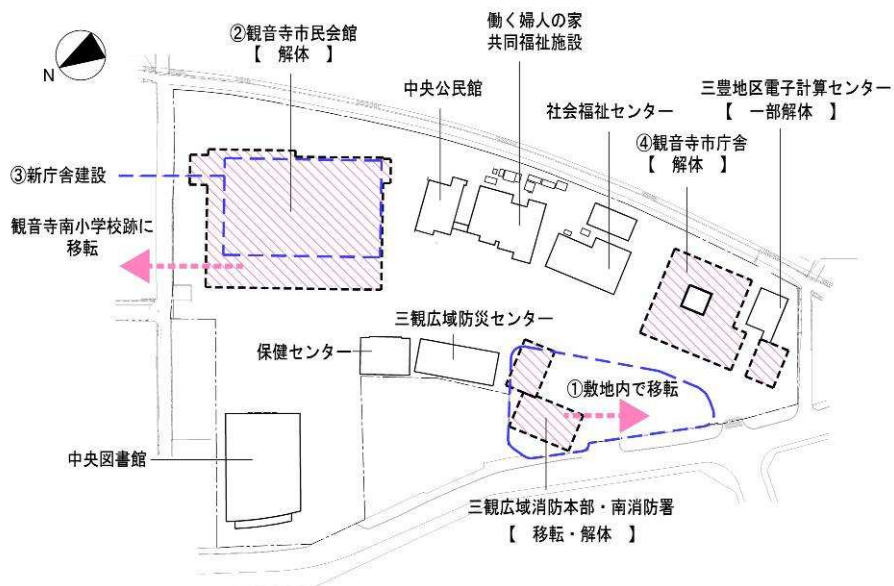
この新庁舎建設の機会に、市庁舎敷地の見直しをすることにより、中央図書館、三観広域消防本部、南消防署、各福祉施設、公民館施設等の機能との有機的な連携および市民の利便性を高めるとともに安全で災害時に防災拠点機能が維持できる施設配置の再構成を図ります。



市施設の現況（観音寺市全体）

再構成案

- ①三観広域消防本部・南消防署を敷地南西部に建設
- ②現市民会館を解体
- ③現市民会館跡地に新庁舎を建設し、本庁機能を新庁舎に集約
- ④現庁舎を解体



本庁舎敷地内の現況（本庁舎・周辺施設）および施設再構成（案）

(2) 新庁舎の配置計画

新庁舎の配置計画については、次のとおりとします。

- ①新庁舎の主要出入口は、現在の敷地と同様、県道観音寺善通寺線からとします。
- ②歩行者および車両の主要出入口は現在と同様、現庁舎前と中央図書館横の2か所とします。
- ③既存建物周辺の歩道空間を確保するとともに、県道から新庁舎に向かって移動できるゆとりのある歩道空間を整備します。
- ④多目的に利用できる市民広場を、新庁舎に隣接して整備します。
- ⑤利用者駐車場は、中央図書館駐車場と敷地中央駐車場を活用し新たに整備します。
また、現庁舎跡地についても利用者駐車場として整備する計画とします。
- ⑥車いす使用者用等駐車場は、新庁舎に近接して整備します。
- ⑦公用車駐車場は、利用者駐車場とは分離し、新庁舎の周辺に整備する計画とします。



第3章 新庁舎の機能に関する計画

基本理念・基本方針の実現に向けて、次のとおり新庁舎の各機能について具体的に示します。

(1) 市民にとってわかりやすく、人にやさしい庁舎（行政サービス機能）

- ①新庁舎における窓口サービスは、効率よく関係窓口で手続きを行える仕組みにするとともに、待ち時間の短縮と利便性の向上を目指し、各種証明書等を1か所でまとめて発行できる総合窓口の設置を計画します。また、申請・届出等市民が多く利用する窓口を1階に集約して、市民サービスの向上を図ります。



総合窓口イメージ



窓口サービスイメージ

- ②市民が多く利用する窓口にはロビーも含め、ゆとりのある待合スペースを確保します。
- ③窓口部門は利用者の視点を考えたわかりやすい窓口配置、案内サイン表示等を行います。案内サイン表示は大きく見やすいもので、組織の変更に対応できるものとします。また、外国語、点字の併記も行います。
- ④案内サイン表示の色彩については、色弱者にも配慮した、わかりやすい色覚バリアフリーを採用します。



窓口案内サイン表示イメージ

一般色覚者の 見えている色	一般色覚者の見えている色を 色弱者が見た場合の色
黒字の中に赤色の字 黒字の中に朱色の字 細字だと色が見にくい	黒字の中に赤色の字 黒字の中に朱色の字 細字だと色が見にくい
白い字は見やすい 赤は鮮やかに明るい 朱色もそう変わらない 青は暗く沈んで見える 細い字は読みにくい	白い字は見やすい 赤は暗く沈んで見える 朱色は明るく見える 青は鮮やかに明るい 細い字は読みにくい

色弱者によって見え方が異なる色彩の例

- ⑤相談室は、プライバシー保護の観点から個別対応ができ、利用しやすい位置に設置します。
- ⑥備品調査および文書量調査による分析・改善提案・レイアウト作成を行うことにより、機能性・居住性・経済性を高めた庁舎とします。
- ⑦来庁者が利用する駐車場は、新庁舎の配置計画において効率的なレイアウトで駐車台数を確保します。

- ⑧駐車場は、敷地内にあるその他の施設の利用者の利便性を考慮するとともに、歩行者と車両との動線を分離し、敷地内交通の安全に配慮します。
- ⑨来庁者が利用する駐輪場は、新庁舎付近に必要な台数を確保します。
- ⑩ユニバーサルデザイン※を積極的に取り入れます。
- ・ 敷地内はスロープを設けるなど段差を無くし、安全に移動できるようにします。
 - ・ 敷地内建物の周辺には幅の広い歩行空間を確保し、安全に移動できるようにします。
 - ・ 通行部分は、滑りにくい床材を選定します。
 - ・ 車いす使用者用等駐車場は、新庁舎の出入口付近に確保し、出入口まで雨にぬれないように屋根を設置します。
 - ・ 廊下は介護者がある場合を考え、ゆとりを持った幅員で、車いす等の通行に支障のないスペースを確保します。
 - ・ 階段は高齢者にも昇降が負担にならないゆるやかな勾配とするとともに、両側に手すりを設け、触知の点字サインを設置します。
 - ・ カウンターは原則としてローカウンターとし、車いす等の利用者に配慮した足元を開けたカウンターを各所に配置します。



ゆるやかな階段イメージ



車いす等の利用者用カウンターイメージ

- ・ 上下階へのスムーズな移動に配慮し、適切な台数のエレベーターをわかりやすい位置に配置します。
- ・ エレベーターは車いす対応とし、1台はストレッチャーの乗り入れが可能なものとします。
- ・ トイレは、車いす使用者やオストメイト等に対応した多機能トイレを配置します。
- ・ トイレの一部に手すりを設置します。
- ・ トイレの入り口には、触知による点字案内サインを設置します。
- ・ 乳幼児を連れた来庁者に配慮し、授乳室、おむつ替えスペースやキッズスペースを配置します。

※ ユニバーサルデザイン：文化・言語・性別・能力の違いを問わず、最大限可能な限り、全ての人々に利用しやすい環境・施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

(2) 市民が主役、みんなが集いやすい庁舎（市民との協働機能）

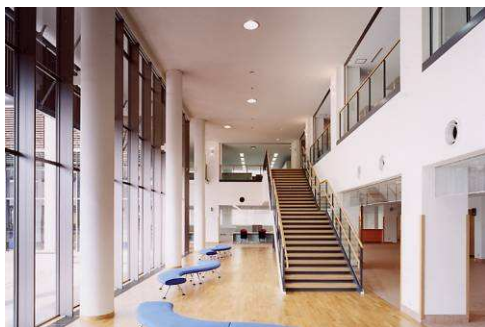
①低層階で、執務部分とは明確に区分し管理ができる位置にボランティア、各種団体等の市民が利用可能な多目的スペースの設置を計画します。

(3) 情報が行き交い、市民に明るく開かれた庁舎（情報共有拠点機能）

- ①1階ロビーに市政情報等の情報発信コーナーを設置します。
- ②ケーブルテレビによる文字放送や議会中継等の画面を来庁者に提供するため、大型テレビを設置します。
- ③新庁舎に隣接する屋外の市民広場を整備し、日常的には来庁者や市民のための憩いの場として、またイベント等多目的に利用できる場とします。

(4) 市民に親しまれ、憩いの場となる庁舎（文化交流と憩いの機能）

- ①1階のメイン入口の近くに明るく外光の入る市民ロビーを整備し、談話コーナーなど、来庁者がくつろげるスペースを計画します。
- ②市民ギャラリーなどの市民が交流できるスペースを計画します。



市民ロビーイメージ



市民ギャラリーイメージ

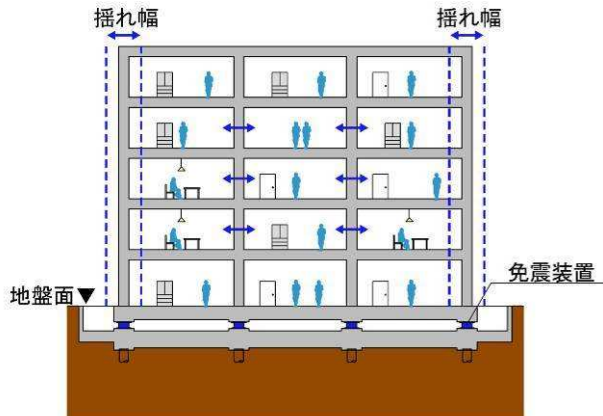
(5) 市民の生命を守る庁舎（防災拠点機能）

①東日本大震災や兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）のように最大震度7の地震が起こることを想定し、その際に行政機能に支障が出ないよう万全を期し、構造躯体の耐震安全性はI類、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類相当とします。

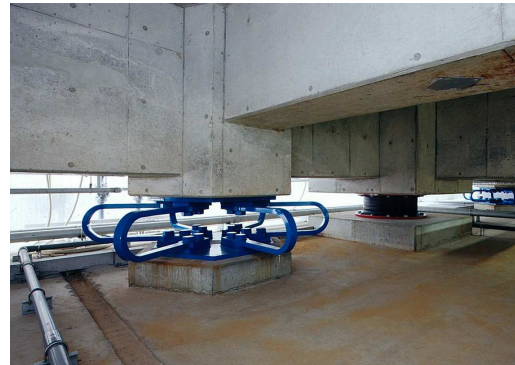
耐震安全性の目標（官庁施設の総合耐震計画基準） ※国土交通省ホームページより

構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、または危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲 類	大地震動後の人命の安全確保および二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。

- ②新庁舎の構造形式は、構造躯体の安全性だけでなく災害時において行政機能を維持するとともに、災害対策本部としての機能を発揮できるよう考慮し、地震動を最も軽減できる免震構造（基礎免震）とします。



免震構造イメージ



免震装置イメージ

- ③内外装材等の非構造部材については、脱落、転倒の危険性の少ない安全性の高い工法とします。
- ④設備機器の安全性を確保し、災害時にも機能が確保できる方式とするとともに、免震構造の可動域を考慮した機器配置、配管、配線とします。
- ⑤防災拠点機能として効果的に機能が発揮できるよう、防災・危機管理活動に必要な設備や諸室を整備します。
- ⑥防災対策室等の防災中枢になる室は、冠水の影響を受けない2階以上の階に配置します。
- ⑦防災対策活動拠点室、活動上重要な設備室、機能の停止が許されない室は、災害後に要求される機能が発揮できるようにします。
- ⑧災害時に上水道の供給がない場合、緊急遮断弁を搭載した耐震性貯水槽を整備することにより約60tの飲み水を確保し、燃料等も最低72時間分を確保できるよう計画します。
- ⑨災害による断水時の雨水利用等の代替設備を計画します。
- ⑩災害時に下水道に排水できない場合を考慮し、汚水を一時的に貯留する設備を計画します。
- ⑪情報回線の多重化、UPS（無停電装置）の設置により災害時の情報受発信機能を確保します。
- ⑫災害時の機動性においては、重要箇所への電力を確保するために自家発電設備を設置し、電気室、メインの機械室とともに冠水の影響のない2階以上の階に配置します。
- ⑬災害時にボランティア等の協力応援者が待機することを想定し、ゆとりのある空間を計画します。
- ⑭新庁舎に隣接する屋外の市民広場を非常時には防災広場とし、被災・復旧支援活動の場として活用できるよう計画します。

(6) 機能的で柔軟性のある庁舎（効率的な執務機能）

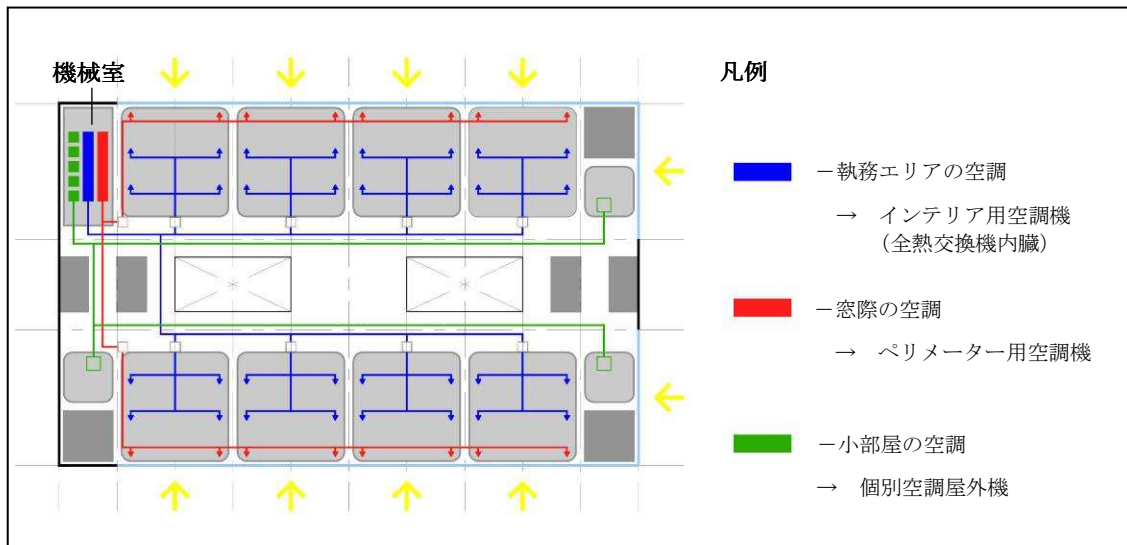
- ①将来の組織の変更や職員数の変化にも対応できるような基本レイアウトとします。
- ②業務の変化に柔軟に対応できるオープンフロアを基本とします。
- ③一般執務室は、分散空調（執務エリアと窓際エリアの空調の分離）による風量個別制御方式等、室内環境改善と省エネを行える方式を計画します。
- ④時間外に利用する会議室は、省エネに配慮した個別空調方式等を計画します。
- ⑤文書類の保全状況について現状調査を行い、文書管理方法の見直しや計画を行うことによって、無駄を省いた執務スペースとします。



オープンフロアイメージ



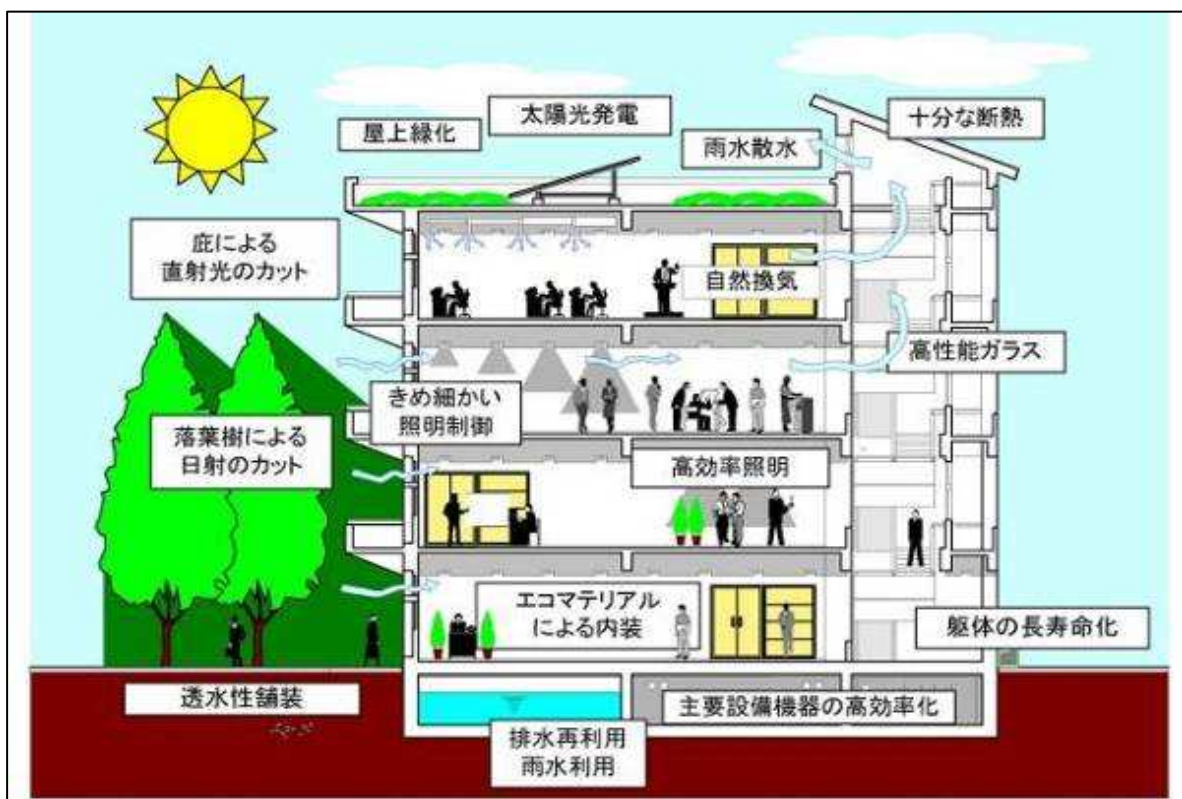
執務スペースイメージ



空調方式イメージ

(7) 環境にやさしい庁舎（環境配慮型施設機能）

- ①再生可能エネルギー等導入推進基金制度（グリーンニューディール基金制度）を活用し、蓄電池機能を備えた太陽光発電の導入および自然採光、自然通風等、自然エネルギーの導入を計画します。
- ②外壁断熱、高性能ガラス、庇、外部ルーバー等により外部負荷の低減を計画します。
- ③環境負荷の低い素材や、リサイクル素材（再生木材、再生骨材等）を積極的に採用します。
- ④有害物質の発生の恐れのない材料選定を行います。
- ⑤高効率設備機器、LED照明、昼光センサー照明、節水型機器等の省エネルギー設備機器を積極的に導入します。
- ⑥屋外緑化、透水性舗装等による環境保全を計画します。
- ⑦躯体の長寿命化や保守点検の容易化、設備更新の容易化に考慮した計画とします。
- ⑧新庁舎の室内環境とエネルギー性能の最適化を図り、庁舎全体の省エネルギー化を計画します。
- ⑨地産地消を考慮し、市産間伐材の採用を計画します。

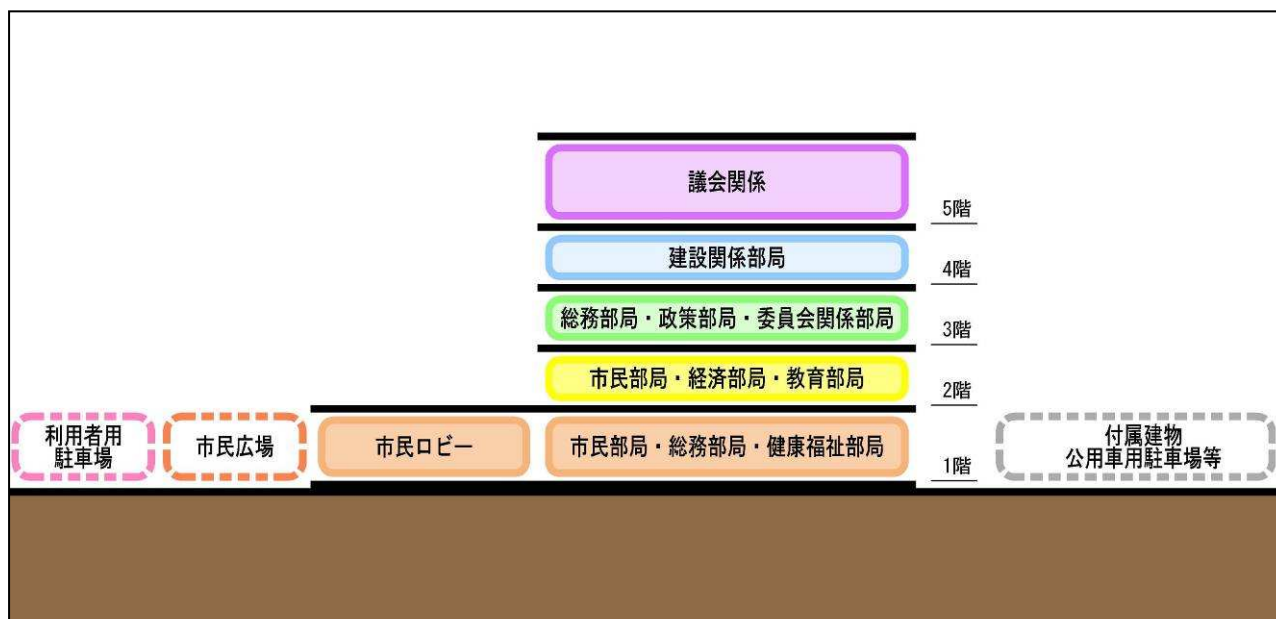


グリーン庁舎のイメージ（国土交通省ホームページより）

第4章 新庁舎規模の算定

庁舎の規模については、平成23年9月に策定された「観音寺市新庁舎建設基本構想」に掲げる9,500㎡程度を基本とします。

今後の備品調査および文書量調査に基づく執務空間の配置計画、必要諸室の規模等から庁舎全体の規模を再検証していきます。また、階数は敷地条件や業務形態等により、5階程度を基本として基本設計にて詳細検討を行います。



断面構成案

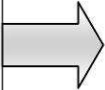
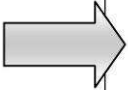
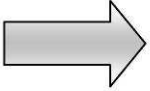


第5章 新庁舎建設スケジュール

新庁舎の建設には、合併特例債を充当すると仮定し、その活用期限が平成27年度であるため、それまでの庁舎の完成を計画しています。

新庁舎建設の主なスケジュール

- 平成24年度末： 実施設計完了
- 平成25年： 市民会館解体
- 平成25年秋： 新庁舎建設工事着工
- 平成26年度末： 新庁舎建設工事完了
- 平成27年： 現庁舎解体
- 平成27年： 新庁舎外構工事完了
新庁舎における全整備事業完了

庁舎建設関係工程表

事項／年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
基本構想					
基本計画・基本設計					
実施設計					
新庁舎建設工事					
解体		市民会館解体		庁舎解体	